

伊賀保護司会サポートセンターの役割

保護司 増永 秀美

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が公布・施行されました。さらに、平成29年12月、その「再犯防止推進法」に基づいて「再犯防止推進計画」が閣議決定され、「更生保護サポートセンターの設置の推進」が具体的施策として盛り込まれました。

「更生保護サポートセンター」とは、保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。その多くは、保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用して開設しており、「企画調整保護司」が対応しています。

伊賀保護司会においては、平成30年7月10日、伊賀保護司会の活動拠点となる「伊賀更生保護サポートセンター」が設置されました。

サポートセンターを設置してから7年が経過しました。私自身、開設当初から運営に関わりを持たせていただけてきましたが、十分な事業運営はできていたのかと自問自答しています。例えば、保護観察を受けている人の立ち直りを支援する「処遇活動」の場として機能していたのか、保護司会の連絡調整の場として機能していたのか、また、更生保護に関わる他の関係機関・団体との調整や協議は十分であったのかと反省する点は多々あるように感じます。

`息の長い、社会復帰支援を推進するために、「地域支援」という制度があります。これは、保護観察等の期間が終了した後も引き続き相談に応じたりすることによって支援につなげることを可能にする制度です。社会復帰の歩みを止めないことは、再犯や再非行を防ぎ、新たな被害者を生まない、安心・安全な社会の実現につながります。「地域援助」によって、地域から頼りにされる「地域の保護司」になりたいものです。このような中、サポートセンターが自由に意見交換できる場であってほしいと思っています。

サポートセンターの様々な活動が増えるにしたがって、「セキュリティ」の重要性も増加します。データの管理方法などを研究し、しっかりとしたセキュリティの実現が必要不可欠です。

今後、「更生保護サポートセンター」の大いなる利活用をお待ちしています。

《伊賀更生保護サポートセンター》

- 伊賀市総合福祉会館の2階にあります。
- 毎週、火曜・木曜・土曜の9時から12時、13時から16時まで開所しています。
- 企画調整保護司（現在21名）が交代で駐在しています。
- 祝祭日、年末年始は閉所しています。

伊賀保護司会の活動

中学校訪問～報告会

7月～9月に伊賀市内の各中学校を校区の保護司が訪問し懇談会を開催しています。10月9日にその結果を還流するために報告会を開催しました。



伊賀・名張保護司会合同研修会

9月26日に名張産業振興センターにおいて、伊賀・名張保護司会の合同研修会が開催されました。「詐欺の被害防止策」をテーマに名張警察署生活安全課地域課による寸劇と講話、その後、「直面している困難な問題について問題と解決のための糸口」をテーマにグループ別討議を行いました。



協力雇用主会総会

10月9日に協力雇用主会の総会が開催されました。



協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。現在、全国で約25,000の協力雇用主が協力しています。

第2期定期研修会

10月9日に第2期定期研修会を開催しました。津保護観察所の五十嵐統括保護観察官から報告書の作成について講義していただきました。



視察研修

11月4日に視察研修として奈良少年院を訪ねました。



少年院は、主として、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する、法務省所管の施設です。少年院では、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。少年院は、おおむね12歳から20歳までの少年を収容しています。また、16歳未満の受刑者を収容することもあります。

※社明運動に市民の皆様からの「愛の資金」を活用させていただいており、お礼申し上げます。

※伊賀保護司会では、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」を募集しています。